

特定非営利活動法人「芸南たすけあい」の定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 芸南たすけあい という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 広島県呉市に置く。

2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を 広島県安芸郡熊野町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、たすけあいの精神に基づいて、福祉サービス活動の受け手と、担い手が対等の関係を保ちながら健康で安心して暮らせる生活と心豊かな地域社会を建設し、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次ぎに掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 科学技術の振興を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動
- (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在宅福祉たすけあい事業
- (2) 移送サービスに関する事業
- (3) 介護保険事業
- (4) 介護予防事業
- (5) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護または第1号訪問事業
- (6) 障害者自立支援事業
- (7) 子育てヘルパー派遣事業
- (8) 行政の福祉、介護事業等の受託業務
- (9) 民間企業の福祉関連事業との提携事業
- (10) 各種公益法人との提携事業
- (11) 他の市民組織との連携事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、所定の入会金を納め活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助、後援するために入会し、賛助会費を納める個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については18歳以上という条件以外特に定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 代表は前項のもの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(2) この定款等に違反したとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、その他の拋出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 20人以内

(2) 監事 2人

2. 理事のうち、1人を代表、2人以内を副代表、1人を常任理事とする。

3. 監事のうち、1人を常任監事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事の互選により、代表、副代表、常任理事を選任する。

3. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。

- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2. 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び定款の変更時の議決の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載し他議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

- 2. 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他収益

(資産の管理)

第39条 この法人の管理は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更 解散及び合併

(定款の変更)

第44条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決をへ、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。(この条文の法とは特定非営利活動促進法を言う)

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人の解散したときに有する残余財産は、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人または公益法人に寄附するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。

第10章 事務局

(設置)

第49条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置くことができ、その任免は代表が行う。

(備え付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 事業報告書
- (3) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (4) 役員、事務局員に関する名簿及び履歴書
- (5) 認証、許可等及び登記に関する書類
- (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (7) 会計帳簿及び証拠書類
- (8) 資産、負債及び正味財産の書類

第11章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の設立認証のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の入会金及び賛助会費は、次ぎに掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1万円

(2) 賛助会費(年額)

個人一口 ・ 2千円

団体一口 ・ 1万円

3. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。

4. この法人の設立当初の役員は、次ぎに掲げる者とする。

代 表 島本 幸子

副代表 戎 喜佐登

常任理事 島本 隆視

理 事 小川千鶴子 倉田 蓉子 柄 玲子 羽倉 幸子 堀 美子

森脇 繁正 只松 清子 小南 俊之 塩谷 茂 二本柿まり子

監 事 下川辺和實 沓木 俊之

5. この定款は、平成 年 月 日から施行する。

6. 定款改定内容

(第2条第2項:熊野支部の設置)	平成14年5月23日
(第13条第3項:常任監事の選任)	平成14年5月23日
(第18条:役員報酬条項の設定)	平成14年5月23日
(第2条第2項:熊野支部住所の移転)	平成16年3月 1日
(第2条第3項:東広島支部の設置)	平成17年5月25日
(第4条9～14項:特定非営利活動促進法種類の追加)	平成17年5月25日
(第5条6～10項:特定非営利活動に係る事業の追加)	平成17年5月25日
(第5条3～4項:特定非営利活動に係る事業の変更)	平成18年5月23日
(第5条3項:特定非営利活動に係る事業の追加)	平成26年5月28日
(第5条5号:特定非営利活動に係る事業の追加)	平成27年5月27日
(新設:第7条、第17条、25条、28条、29条、32条、34条、35条、 36条、37条、40条)	平成27年5月27日

これは定款に相違ない

平成27年5月27日

特定非営利活動法人 芸南たすけあい

代 表 島 本 幸 子